



## 全社協・地域福祉部 News File No.31

令和2年6月22日号  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
地域福祉部／全国ボランティア活動振興センター  
<https://www.zcwvc.net/>

### 今号のトピック

#### 未来の豊かな“つながり”アクション

- 集まれないなら別の手段でつながろう！ラジオ番組「つながろう～厚真～」（北海道・厚真町社協）

#### 全社協からのお知らせ

- 全社協地域福祉部「社会福祉協議会活動実態調査等報告書2018」のとりまとめ
- 全社協地域福祉部「社協におけるWeb環境等に関する調査結果」

#### 新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の実施について」（令和2年6月19日）
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）」（令和2年6月15日）
- 厚生労働省「訪問系サービス事業所の介護サービス継続に向けた支援について」（令和2年6月15日）

#### 制度・施策等の動向

- 厚生労働省「第7回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」の開催（令和2年6月19日）

#### 情報提供・ご案内

- 一般財団法人保健福祉広報協会からのお知らせ～H.C.R.2020の開催中止について

##### ＜配信先＞

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部  
市区町村社会福祉協議会

##### ＜配信元＞

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター  
TEL:03-3581-4655/4656 E-mail [c-info@shakyo.or.jp](mailto:c-info@shakyo.or.jp)

## 未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、随時、ホームページに掲載する事例も募集しております。[z-chiiki@shakyo.or.jp](mailto:z-chiiki@shakyo.or.jp) までご応募ください。

### 集まれないなら別の手段でつながろう！ラジオ番組「つながろう～厚真～」 (北海道・厚真町社協)

北海道厚真町は、2018年9月、胆振東部地震により大きな被害が発生しました。新型コロナウイルス感染症の拡大により、町内の地域活動や被災者の生活・コミュニティー再建が停滞していました。こうしたなか厚真町社会福祉協議会では、地域にある社会資源と住民力を生かして、5月13日より、「あつま災害エフエム」を使い被災者コミュニティー活動等を紹介する番組を開始しました。

放送は、祝祭日を除く月曜日から金曜日の13時半～14時の30分間。パーソナリティは社協職員が務めています。福祉・生活・健康関連情報、聞いて出来る介護予防、季節の小話や早口言葉などが発信されています。感染予防を徹底した上で地域住民や民間団体、地域おこし協力隊などをゲストに迎え、住民参加型のラジオ放送になっています。

電波が届かない地域には、出張FMラジオも企画しており、町議からはYouTube配信の希望もされています。

「準備や告知が不十分な状況でスタートしましたが、子どもから高齢の方まで聞いてください、ボランティアや住民さんから協力的な声もいただいています。社協だけではできない地域福祉活動を展開しています」と担当者は語ります。

社協では今後、社協職員以外にも、アロマやリラクゼーション、薬膳、介護予防などさまざまなジャンルのゲストにも参加してもらい、感染予防対策をした上で住民参加型ラジオコミュニティー作りを一層展開していくこととしています。

最後に担当者は、「この活動から、新たなコミュニティー形成スタイルが生まれる可能性も期待できそうです。さまざまな化学反応を感じながら、地域住民と手を取り合って、知恵を出し合い地域福祉活動に取り組んでいきたいと思います」と手ごたえを語ってくれました。



<https://tunagari-action.jp/>

## 全社協からのお知らせ

### 全社協地域福祉部「社会福祉協議会活動実態調査等報告書2018」のとりまとめ

全社協地域福祉部では、市区町村社協の組織体制や、事業・活動等基本的な事項を把握することを目的に、3年ごとに「社会福祉協議会活動実態調査」を実施しており、今般、2018(平成30)年度調査の結果をとりまとめました。

また、市区町村社協職員に関する「社会福祉協議会職員状況調査」もあわせてとりまとめました(いずれも平成31年3月31日現在の状況)。

	社会福祉協議会職員状況等調査	社会福祉協議会活動実態調査
調査対象	1,846 社協	1,846 社協
回答数	1,568 社協	1,512 社協
回収率	84.9%	81.9%
調査期間	令和元年6月～令和2年1月	令和元年6月～令和2年1月
調査時点	平成31年3月31日	平成31年3月31日
調査内容	1.職員の状況 2.介護保険制度における地域支援事業 (生活支援体制整備事業) 3.ボランティア・市民活動センター職員の 専任職員の状況 4.職員の有資格者について 5.社協と行政等との人事交流の状況	I 組織・事業の状況 II ボランティア市民活動 III 災害対応 IV 団体組織支援・連携の実施状況 V 相談事業・利用支援 VI 制度サービスの取り組み状況 VII 小地域福祉活動(サロン等) VIII その他のサービスの取り組み状況

調査結果については、『NORMA社協情報No. 337』(2020年6月号)の「特集 「社会福祉協議会職員状況等調査」「社会福祉協議会活動実態調査」報告(概要)」にてポイントをご紹介いたします(7月上旬発送予定)。

「社会福祉協議会活動実態調査等報告書2018」は、社会福祉協議会業務用ホームページ「社協の杜」(<https://www.shakyo.or.jp/gyoumu/>)からダウンロードすることができます。

また、報告書は、書籍としても発行しております。



【体裁】A4判／183頁／2020年5月発行

【販売価格】1,500円(税込・送料別)

【購入申込】地域福祉・ボランティア情報ネットワークのホームページ(<https://www.zcwvc.net/>)より  
 「頒布資料注文書」をダウンロードし、FAXでお申込みください。

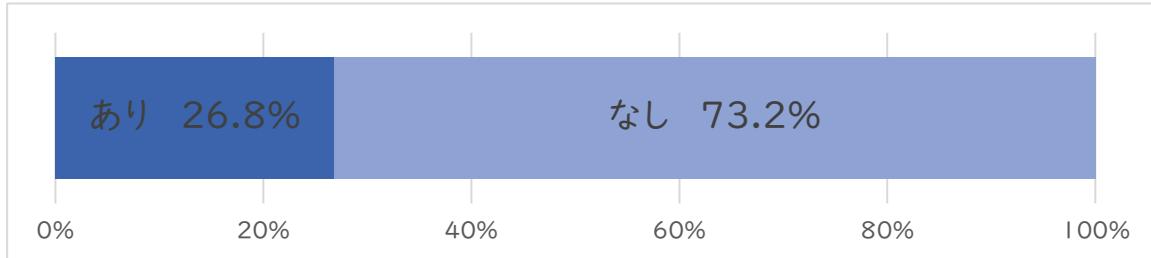
## 全社協地域福祉部「社協におけるWeb環境等に関する調査結果」

全国の社協職員・福祉関係者が交流し学ぶことができるオンライン研修・会議の取り組みを検討するため、社協のWeb環境の整備状況を調査しました（調査期間：令和2年5月25日～6月1日）。

調査は、全都道府県・指定都市ならびに市区町村の社協（1,906か所）に対して、電子メールにてGoogleフォームのURLを送付して実施し、902件（回答率：47.3%）の回答を得ました。

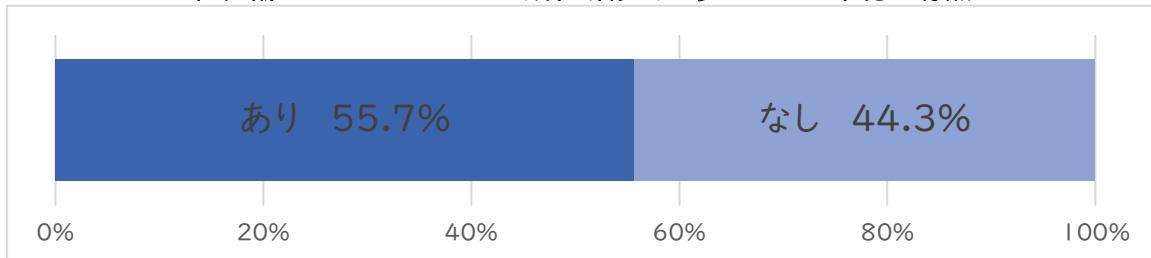
調査結果によると、各社協におけるオンライン会議・研修会（同時双方向型のWeb上の会議・研修会）の参加の有無については、「なし」が73.2%、「あり」が26.8%でした。

各社協におけるオンライン会議・研修会の参加の有無



各社協においてオンライン会議・研修会に参加できる環境（インターネット回線及びカメラやマイクが内蔵されたPC（外付けのカメラ、マイクでも可）がある環境）の有無については、「あり」が55.7%、「なし」が44.3%でした。

各社協においてオンライン会議・研修会に参加できる環境の有無



オンライン会議・研修会に参加する際に、各社協において課題となる事項として以下のような内容が挙げられました。

- オンライン会議に対応できるカメラ内蔵のパソコンがない。あっても1台しかないなど台数に限りがある。
- Wi-Fi環境が整っていない、セキュリティ対策などPCとその周辺環境が整っていない。
- オンライン会議に対応できる職員がない、または職員が限られている等職員の経験、技術不足。
- 環境整備に伴う経費がない。環境を構築するための導入費用の財源が無い。
- オンライン会議ができる環境の整った場所の確保（通常のワークスペースと異なる個室の会議室の確保等）。

全社協地域福祉部では、各社協のWeb環境の整備状況等を踏まえつつ、対面による集合研修の代わりにオンライン会議・研修会を実施することとしています。

## 新型コロナウイルス関連

### 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の実施について」（令和2年6月19日）

令和2年6月19日、厚生労働省は、令和2年度第2次補正予算で拡充された「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」の実施要綱を発出しました。

事業内容は、(1)介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業、(2)介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業、(3)介護サービス再開に向けた支援事業の3つです。実施主体は都道府県で、全額国費で補助されます。

「(1)介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業」は、令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等に対して、衛生用品等の感染症対策に要する物品購入や外部専門家等による研修実施、消毒費用・清掃費用等のかかり増し経費について支援を行うものです。以下の基準単価と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額が助成額となります(1,000円未満の端数は切り捨て)。

事業所・施設等の種別	基準単価(1事業所当たり)	【参考】社協の実施率
通所介護事業所	通常規模型	892,000円
	大規模型(I)	1,137,000円
	大規模型(II)	1,480,000円
地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	384,000円	14.6%
訪問介護事業所	534,000円	63.7%
居宅介護支援事業所	148,000円	64.7%

※ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。

※ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。

「(2)介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」は、介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員に対して、以下の2つの要件を満たしている場合に慰労金が支給されます。

#### 要件①：「始期」より令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上勤務している者

※ 「始期」は、当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日のいずれか早い日（新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」患者を受け入れた医療機関等の所在地の都道府県においては、当該患者を受け入れた日を含む。）とし、第1例目発生日が緊急事態宣言の対象地域とされた日以降の都道府県、又は第1例目発生がなかった都道府県においては、当該都道府県が緊急事態宣言の対象地域とされた日とする。

※ 年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。

#### 要件②：「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員

支給額は、20万円又は5万円です。利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員で、訪問系サービスで実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを一度でも提供した職員や訪問系サービス以外の事業所・施設において、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に当該事業所・施設で勤務した職員には20万円が支給され、それ以外の職員には5万円が支給されます。

また、利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応してい

ない介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員にも5万円が支給されます。

なお、この慰労金は非課税所得に該当し、受給権の譲渡・担保・差し押さえが禁止されています。

「(3)介護サービス再開に向けた支援事業」は、高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠な在宅介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組について支援を行うもので、①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業、②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業の2つがあります。

「①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」は、令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者に対して以下のような利用再開支援を行った在宅サービス事業所に支援が行われます。

在宅サービス事業所  
(居宅介護支援事業所を除く)

- 在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等(感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等)を行った場合

居宅介護支援事業所

- 在宅サービスの利用休止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認(感染対策に係る要望を含む)、サービス事業所との連携(必要に応じケアプラン修正)を行った場合

主な支給額は以下のとおりで、1利用者あたり1,500円又は3,000円が事業所に対して支給されます。

事業所・施設等の種別	基準単価(1利用者当たり)	【参考】社協の実施率
通所介護事業所	通常規模型	38.0%
	大規模型(Ⅰ)	
	大規模型(Ⅱ)	
地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	【電話による確認の場合】 1,500 円 【訪問による確認の場合】 3,000 円	14.6%
訪問介護事業所		63.7%
居宅介護支援事業所	【電話による確認の場合】 1,500 円 (看護師等が協力した場合:4,500 円) 【訪問による確認の場合】 3,000 円 (看護師等が協力した場合:6,000 円)	64.7%

「②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」は、令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所に対して、「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する購入費用等(飛沫防止パネルや感染防止のための内装改修費等)の助成を行うものです。1事業所あたり200,000円を基準単価とし、対象経費の実支出額を比較して少ない方の額が助成されます。

令和2年度第2次補正予算に向けて、全社協・地域福祉推進委員会では、全社協政策委員会や地域福祉推進委員会が構成団体の1つである民間介護事業推進委員会を通じて、介護サービス事業所に対する財政支援措置等を要望してきました。今回の第2次補正予算の措置は、地域福祉推進委員会の要望内容が一定反映されました。

厚生労働省 「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00144.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html)

## 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第13報)」(令和2年6月15日)

令和2年6月15日、厚生労働省は「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第13報)」を発出しました。

今回の第13報では、第12報で示された通所系サービス事業所の毎月一定の回数に限って2区分上位の報酬区分で算定することが可能とされた臨時的な取扱いに関するQ&A等が示されています。

### 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第13報) (令和2年6月15日)【一部抜粋】

**問1 令和2年6月1日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」(以下、「第12報」という。)において示された通所系サービス事業所・短期入所系サービス事業所における介護報酬の算定の取扱いについては、都道府県等からの休業の要請を受けて休業した事業所や、利用者・職員に感染者が発生した事業所、その他の利用者数の制限や営業時間の短縮等の臨時的な営業を行っている事業所のみに適用されるのか。**

(答)

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、上記事業所のみならず、感染防止対策を徹底してサービスを提供している全ての通所系サービス事業所・短期入所系サービス事業所を対象とすることが可能である。

**問3 第12報における取扱いを適用する際には利用者への事前の同意が必要とされているが、**

- ① サービス提供前に同意を得る必要があるのか。
- ② 利用者への同意取得は、当該取扱いによる介護報酬の算定を行う事業所あるいは居宅介護支援事業所のいずれにより行うのか。
- ③ 利用者の同意は書面(署名捺印)により行う必要があるか。

(答)

① 同意については、サービス提供前に説明を行った上で得ることが望ましいが、サービス提供前に同意を得ていない場合であっても、給付費請求前までに同意を得られれば当該取扱いを適用して差し支えない。  
(例えば、6月のサービス提供日が、8日・29日である場合、同月の初回サービス提供日である6月8日以前に同意を得る必要はない。)

② 当該取扱いによる介護報酬の算定を行う事業所、居宅介護支援事業所のいずれにより同意取得を行っても差し支えなく、柔軟に対応されたい。なお、当該取扱いを適用した場合でも区分支給限度額は変わらないことから、利用者への説明にあたっては、当該取扱いによる介護報酬の算定を行う事業所と居宅介護支援事業所とが連携の上、他サービスの給付状況を確認しておくこと。

③ 必ずしも書面(署名捺印)による同意確認を得る必要はなく、保険者の判断により柔軟に取り扱われたいが、説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名について記録を残しておくこと。  
また、当該取扱いを適用する場合には、居宅サービス計画(標準様式第6表、第7表等)に係るサービス内容やサービスコード等の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。

**問6 一定の要件を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときは、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定するとされているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、訪問介護事業所が保健師、看護師、准看護師(訪問介護員等ではない者を含む。以下、看護師等という。)の専門職の協力の下、同行訪問による支援を受ける場合、利用者又はその家族等からの事前の同意を得たときには、2人の訪問介護員等による訪問を行った場合と同様に、100分の200に相当する単位数を算定することは可能か。**

(答)

可能である。

なお、この場合、訪問介護事業所が介護報酬(訪問介護費)を算定することになるが、看護師等に係る人件費や交通費については、訪問介護事業所が当該報酬を活用して支払うことが可能である。また、当該人件費や交通費の額については事業所と看護師等の相互の合議に委ねられる。

**厚生労働省** 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第13報)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000640551.pdf>

## 厚生労働省「訪問系サービス事業所の介護サービス継続に向けた支援について」(令和2年6月15日)

令和2年6月15日、厚生労働省は、事務連絡「訪問系サービス事業所の介護サービス継続に向けた支援について」を発出しました。

今回の事務連絡では、訪問系サービスにおける職員の確保に向けた支援や感染拡大の防止に関する取組のノウハウの習得に向けた支援等の介護サービス事業所の事業継続に向けた支援策を整理したものが示されました。

### 訪問系サービス事業所の介護サービス継続に向けた支援について(令和2年6月15日)

#### 1. 職員の確保等に向けた支援

- (1) 応援職員の派遣調整、職員確保に要する費用等に対する助成
  - ・緊急時の応援に係るコーディネートを担う人材の確保等に係る費用
  - ・応援職員を派遣する場合の旅費や宿泊費用
  - ・感染者が発生した事業所等における各種手当等の支給を含む介護職員の確保に要する費用
  - ・感染者が発生した事業所等における消毒費用、衛生用品の購入費用
- (2) 応援職員のサービス提供に係る報酬請求と謝金等の支払い
  - ・応援職員が提供するサービスについても報酬請求が可能
  - ・この収入等を活用して、謝金を支払うことを想定

#### 2. 感染拡大の防止に関する取組のノウハウの習得に向けた支援

- (1) 職員や利用者、家族が基本的な所作等が習得できる動画
  - ・「訪問介護職員のためのそ娘娘のか!感染対策」
  - ・「訪問サービスを受ける方のためのそ娘娘のか!感染対策」
- (2) 看護師等の専門職の支援を受ける場合の謝金等の支払いに対する助成

##### 【活用可能な施策】

- ・地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分・都道府県事業)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分・都道府県事業)
- ・地域支援事業(在宅医療・介護連携推進事業・市町村事業)
- (3) 看護師等の専門職が同行訪問する場合の介護報酬算定(訪問介護事業所)
  - ・100分の200に相当する単位数を算定可能(利用者又はその家族等の同意が必要)

#### 3. 感染症対策を徹底した上でのサービス提供やサービス再開への支援

- (1) マスクや手袋等の購入、研修の実施などのかかり増し費用に対する助成
- (2) 介護サービス事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給
- (3) サービス再開に向けた取組に要する費用に対する助成

##### 【主な対象経費】

- ・サービス利用休止中の利用者に対する、利用再開に向けた働きかけに要する費用
- ・働きかけを踏まえて行うサービス利用再開に向けた環境整備に要する費用

#### 4. 通所系サービス事業所が行う訪問サービスに対するノウハウの提供

##### 【訪問系サービス事業所が支援を行う場合に活用可能な施策】

- ・地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分・都道府県事業)
- ・地域支援事業(在宅医療・介護連携推進事業・市町村事業)

**厚生労働省 「訪問系サービス事業所の介護サービス継続に向けた支援について」**

<https://www.mhlw.go.jp/content/000640555.pdf>

## 制度・施策等の動向

### 厚生労働省「第7回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」の開催（令和2年6月19日）

令和2年6月19日、厚生労働省は「第7回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」を開催し、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた今後の検討の進め方について検討が行われました。

今回の検討チームでは、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた今後のスケジュールが示されました。

当面、6月下旬から8月上旬にかけて46の関係団体からヒアリングを行い、8月中旬に論点整理を行うこととしています。関係団体へのヒアリングは以下の4点の視点で実施されます。

視点①：より質の高いサービスを提供していくまでの課題及び対処方策・評価方法

視点②：地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようになるための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策

視点③：障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行時から3倍以上に増加し、毎年10%弱の伸びを示している中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

視点④：新型コロナウイルス感染症による影響

### 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討のスケジュール

#### （令和2年）

- 関係団体ヒアリング（46団体）
    - 第1回（6月下旬～7月上旬）
    - 第2回（7月上旬～中旬）
    - 第3回（7月中旬～下旬）
    - 第4回（7月中旬～8月上旬）
    - 第5回（7月下旬～8月上旬）
- |     |                             |
|-----|-----------------------------|
| ～7月 | ● 関係団体ヒアリングの意見まとめ、論点整理      |
|     | ● 各サービスの報酬等の在り方について検討       |
| 8月  | ● サービス横断的な報酬等の在り方について検討     |
| 9月  | ● 報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・とりまとめ |
| 11月 |                             |
| 12月 |                             |
- 令和3年度政府予算編成

#### （令和3年）

- |    |                           |
|----|---------------------------|
| 1月 | ● 障害福祉サービス等報酬改定案のとりまとめ    |
| 3月 | ● 関係告示の改正、通知等の発出          |
| 4月 | <b>改定後の障害福祉サービス等報酬の適用</b> |

（参考）『平成30年度市区町村社会福祉協議会活動実態調査結果』より

◎ 市区町村社協における障害者総合支援法による障害福祉サービスの実施率

「居宅介護」60.6%、「重度訪問介護」46.8%、「同行援護」31.4%、「生活介護」18.6%

「就労継続支援B型」13.8%、「行動援護」11.8%

厚生労働省 第7回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11973.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11973.html)

## 情報提供・ご案内

### 一般財団法人保健福祉広報協会からのお知らせ～H.C.R.2020の開催中止について

全社協と一般財団法人保健福祉広報協会は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大などの厳しい事態を踏まえ、主催する10月の国際福祉機器展 H.C.R.2020を、やむなく中止することといたしました。

H.C.R.には10万人を超える来場があるなかで、高齢者や障害のある方、福祉施設・事業所の役職員、そして企業・団体関係者等への感染やクラスター発生といったリスクがあることなどを鑑み、中止の判断に至りました。何卒ご理解のほどよろしくお願ひ申しあげます。

なお、福祉機器の最新情報などを必要とする方がたのため、H.C.R.Webサイトなどを活用したH.C.R.2020の代替策を検討しておりますので、続報をお待ちください。

また、次回 H.C.R.2021の開催については、2020年7月に予定されていた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴い、会期等を再調整する必要が生じております。

再調整が済み次第、あらためてお知らせいたしますので、あらかじめご承知おきください。

保健福祉広報協会 公式 Facebook ページ

<https://www.facebook.com/hcrjapan/>

保健福祉広報協会 メール配信サービス

<https://www.hcrjapan.org/mail/>

保健福祉広報協会 HCR アプリ

<https://www.hcr.or.jp/app>